

議案第 2 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和2年7月30日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

沖縄県立浦添商業高等学校及び沖縄県立沖縄水産高等学校における特色ある学校づくりの充実に資するため、学科の変更及び新設を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第2条中「教育基本法（昭和22年法律第25号）」を「教育基本法（平成18年法律第120号）」に改める。
別表第1 沖縄県立浦添商業高等学校の部を次のように改める。

浦添市伊祖		全日制	三年	企業システム科 国際観光科 ITビジネス科
-------	--	-----	----	-----------------------------

同表沖縄県立沖繩水産高等学校の部を次のように改める。

糸満市西崎		全日制	三年	海洋技術科 海洋サイエンス科 総合学科
	専攻科		二年以上	漁業科 機関科
			二年	無線通信科

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄県立浦添商業高等学校の総合ビジネス科及び情報処理科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立浦添商業高等学校及び沖縄県立沖縄水産高等学校から学科変更及び学科新設の要望があり、それぞれ特色ある学校づくりのために不可欠であるため、変更及び新設する学科について定める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立浦添商業高等学校の総合ビジネス科を企業システム科に、情報処理科をITビジネス科に改める。(別表第1)
- (2) 沖縄県立沖縄水産高等学校の学科に海洋サイエンス科を加える。(別表第1)
- (3) この規則は、令和3年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表																																																													
改正案	現行																																																												
<p>第1条 (略) (学校の目的)</p> <p>第2条 学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条～第89条 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>第1条 (略) (学校の目的)</p> <p>第2条 学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>(名称、位置等)</p> <p>第3条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>第4条～第89条 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>科</th> <th>課程</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立浦添商業高等学校</td> <td>浦添市伊祖</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>企業システム科 国際観光科 ITビジネス科</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立沖縄水産高等学校</td> <td>糸満市西崎</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>海洋技術科 海洋サイエンス科 総合学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>専攻科</td> <td></td> <td>二年以上</td> <td>漁業科 機関科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二年</td> <td>無線通信科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	科	課程	修業年限	学科	沖縄県立浦添商業高等学校	浦添市伊祖		全日制	三年	企業システム科 国際観光科 ITビジネス科	沖縄県立沖縄水産高等学校	糸満市西崎		全日制	三年	海洋技術科 海洋サイエンス科 総合学科			専攻科		二年以上	漁業科 機関科					二年	無線通信科	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>科</th> <th>課程</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立浦添商業高等学校</td> <td>浦添市伊祖</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>総合ビジネス科 国際観光科 情報処理科</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立沖縄水産高等学校</td> <td>糸満市西崎</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>海洋技術科 総合学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>専攻科</td> <td></td> <td>二年以上</td> <td>漁業科 機関科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二年</td> <td>無線通信科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	科	課程	修業年限	学科	沖縄県立浦添商業高等学校	浦添市伊祖		全日制	三年	総合ビジネス科 国際観光科 情報処理科	沖縄県立沖縄水産高等学校	糸満市西崎		全日制	三年	海洋技術科 総合学科			専攻科		二年以上	漁業科 機関科					二年	無線通信科
名称	位置	科	課程	修業年限	学科																																																								
沖縄県立浦添商業高等学校	浦添市伊祖		全日制	三年	企業システム科 国際観光科 ITビジネス科																																																								
沖縄県立沖縄水産高等学校	糸満市西崎		全日制	三年	海洋技術科 海洋サイエンス科 総合学科																																																								
		専攻科		二年以上	漁業科 機関科																																																								
				二年	無線通信科																																																								
名称	位置	科	課程	修業年限	学科																																																								
沖縄県立浦添商業高等学校	浦添市伊祖		全日制	三年	総合ビジネス科 国際観光科 情報処理科																																																								
沖縄県立沖縄水産高等学校	糸満市西崎		全日制	三年	海洋技術科 総合学科																																																								
		専攻科		二年以上	漁業科 機関科																																																								
				二年	無線通信科																																																								

別表第2～別表第4 (略)
第1号様式～第22号様式 (略)

別表第2～別表第4 (略)
第1号様式～第22号様式 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

- 第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。
- 3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。